

建設業総合補償制度は、会員専用に開発した団体保険制度で、スケールメリットを活かし各種保険に個別に加入されるより補償が広く割安な保険料でご加入できます。

1. 第三者賠償補償

・幅広い補償で安心！

建設業におけるさまざまな賠償リスクを1つの保険契約で補償

・優良企業には保険料を割引！

「リスク状況割引」により、保険料が最大10%割引

・年間包括契約方式で安心！加入手続きが簡単！

すべての元請・下請工事が補償されて安心

・下請負人、発注者の賠償責任も補償！

補償の対象である被保険者に下請負人、発注者も含みます
(請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険)

・自治体との災害協定に基づく災害応急対策業務中に発生した第三者への賠償事故も補償！

(作業中に発生した地震等を原因とする損害は補償の対象外となります。)

補償内容(支払限度額)

充実の補償内容

第三者賠償補償
(損害保険)

身体賠償

1名につき **1億円**
(または 2億円、3億円)

1事故につき **3億円**
(または 5億円、10億円)

(生産物賠償事故については、1事故限度額が
保険期間中通算の支払限度額となります。)

財物賠償

1事故につき **1億円**
(管理財物の損壊を含む)
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)

「使用不能損害拡張補償」
▶1事故につき… **500万円**

「生産物(仕事の目的物)自体の損害」
▶1事故、保険期間中につき **500万円**

免責金額(自己負担額)

1事故につき **3万円** (身体賠償・財物賠償それぞれ)

借用・支給財物損壊補償

1事故、保険期間中通算 **500万円** もしくは **1,000万円** (免責金額1事故につき5万円)

工事遅延損害

1事故につき **1,000万円**

「対象工事の請負契約書に規定された工事遅延による損害賠償金または違約金の額」
または「1,000万円」のいずれか低い額となります。

対物超過費用補償

1事故につき **50万円**、保険期間中 **1,000万円**

人格権侵害補償

1事故、保険期間中通算 **500万円** (人格権侵害補償のみ免責金額1事故につき3万円)

死亡・重度後遺障害・入院

… **10万円**
通院… **3万円**

通算…

1事故、保険期間中 **300万円**

被害者治療費等

1回の事故につき被害者 1名について

オプション契約による地盤崩壊危険補償特約

【標準補償】

財物賠償

1事故、保険期間中

1,000万円 もしくは **2,000万円**

免責金額(自己負担額)

1事故につき

5万円

【ワイド補償】

【標準補償】よりお支払対象となる事故の範囲が広がります。

この特約(ワイド)により新たに支払対象となる部分の補償内容

財物賠償

通常支払対象となる部分と合算で

1事故、保険期間中通算 **1,000万円** もしくは **2,000万円**

縮小支払割合

損害額の

50%

[新たに支払対象となる部分のみ]

免責金額(自己負担額)

通常支払対象となる部分と合算で

1事故につき

5万円

【ワイドプラス補償】

【ワイド補償】と同じ補償範囲で縮小支払割合が適用されません。

支払限度額を上限に **損害額の100%をお支払い** (注)

(注)縮小支払割合の適用はありませんが、免責金額が適用されますので、5万円は自己負担となります。

オプション契約による使用者賠償責任補償特約

加入にあたっては、「主業務」と「支払限度額」を選択いただいた上で、現在ご加入の「共済制度(注)」の加入証明書等を提示願います。

主業務

土木

または

建築

支払限度額

1回の災害および保険期間中通算
5,000万円 または **1億円** または **2億円** または **3億円**

(注)共済制度とは、労働者災害補償保険法施行規則(昭和39年労働省令第22号)別表第一に規定される障害等級の第一級から第七級までに係る障害補償給付および障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基になった災害の全てを補償対象とする共済制度をいいます。

オプション契約による雇用慣行賠償責任補償特約

使用者等に対して行った不当な待遇やハラスメントなどの不当行為、
または第三者に対して行ったハラスメントに起因した損害賠償責任を補償します。
(事故例)従業員がハラスメントを受けたとして精神的苦痛として慰謝料100万円を賠償請求された。

支払限度額

1請求・保険期間中 **1,000万円** (免責金額なし)

2. 工事補償（土木工事・建築工事・組立工事）

・幅広い賠償で安心！

工事の対象物・工事用材料等について、火災、台風、洪水、豪雪、土砂崩れ、盗難等の不測かつ突発的な事故による損害を補償

・第三者賠償補償とセット加入で保険料を割引！

セットで加入すれば工事補償の保険料を10%割引

・年間包括契約方式で安心！加入手続きが簡単！

すべての工事が補償されて安心。

また年間の完工高のみのご報告でご加入できて手続きも簡単

・自社所有建機等も補償！（オプション）

自社所有の建設用工作車の損壊・盗難を補償（工事現場に所在する間のみ対象）

補償内容<支払限度額>

土木工事（土木工事保険）

1工事あたりの
支払限度額

1事故かつ1工事期間中につき
もしくは各工事の保険金額（=請負金額）のいずれか低い額

2,000万円

組立工事（建設工事保険）

1事故あたりの
支払限度額

各工事の保険金額（=請負金額）

※工具は、保険期間中 100万円まで。（建設工事保険のみ補償）

1事故あたりの
免責金額（自己負担額）

（1）火災、落雷、破裂・爆発の場合：0円

（2）盗難の場合：10万円

（3）（1）（2）以外の事故による場合：100万円 または 150万円

※100万円か150万円のいずれかをご加入時にご選択いただきます。

1事故あたりの
免責金額（自己負担額）

（1）火災、落雷、破裂・爆発の場合：0円

（2）（1）以外の事故による場合：10万円

公共工事遂行支援特約

本特約は公共工事を担う建設事業者を支援する特約です。公共工事を対象とし、復旧費の算出方法を変更します。

（土木工事保険・建設工事保険・組立保険共通）

●資材・労務費の単価アップによる追加費用▶請負金額の積算単価の20%アップ限度

（土木工事保険のみ）

●特別費用補償▶損害の生じた保険の対象の復旧に要する急行貨物割増運賃、 残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金を復旧費に算入します。

※建設工事保険・組立保険については、通常補償の中に特別費用補償も含まれております。

分離発注工事の隣接工区請負業者に対する求償権不行使特約

（土木工事保険・建設工事保険のみ）

分離発注工事の隣接工区請負業者に対して求償権行使致しません。

※ただし、同一発注者による同一工事現場構内における分離発注工事について、分離発注工事の隣接工区請負業者に対する求償権不行使特約のセットが、請負契約書において規定されている場合に限ります。

建設用工作車補償特約

自社所有の建設用工作車※の損壊・盗難・自然災害を補償！（注）リース車両は対象外です。

※ご加入いただいている保険種目に対応した工事現場に所在する間のみ対象です。また、登録、車両番号の指定を受けているものは対象外となります。

支払限度額

保険期間中通算

500万円

免責金額（自己負担額）

1事故かつ1台につき

10万円

ポイント

建機ごとにご契約する必要がなく、

工事現場内にある自社所有の
工作車一括を補償できます!!

オプション

メインテナンス期間に関する特約（リミテッド・メインテナンス）（建築工事のみセット可）NEW

工事対象物の引渡し後のメインテナンス期間中（最大1年間）に、

「施工の欠陥」または「メインテナンスの拙劣」による事故で生じた損害を補償！

支払限度額

各工事の保険金額

免責金額（自己負担額）

損傷額の20%相当額または

50万円のいずれか高い額

このホームページは保険の特徴を説明したもので、詳細は各都府県の「建設業総合補償制度」パンフレットをご覧ください。